

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

|  |   |
|--|---|
| 代理人<br>鷺田 公一<br>様<br><br>あて名<br>〒206-0034<br>日本国東京都多摩市鶴牧1丁目24-1新都市センタービル5階 | PCT<br>国際調査機関の見解書<br>(法施行規則第40条の2)<br>[PCT規則43の2.1] |
| 発送日<br>(日.月.年) 22.11.2010  |   |

|                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 出願人又は代理人<br>の書類記号 P056524P0 | 今後の手続きについては、下記2を参照すること。 |
|-----------------------------|-------------------------|

|                             |                             |                           |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 国際出願番号<br>PCT/JP2010/005325 | 国際出願日<br>(日.月.年) 30.08.2010 | 優先日<br>(日.月.年) 31.08.2009 |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H03H19/00(2006.01)i, H04B1/26(2006.01)i, H04B1/30(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)  
 パナソニック株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き  
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日  
 12.11.2010

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 名称及びあて先<br>日本国特許庁 (ISA/JP)<br>郵便番号100-8915<br>東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | 特許庁審査官 (権限のある職員)<br>関 知子<br>電話番号 03-3581-1101 内線 3576 | 5W 3985 |
|---|---|---------|

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段
    - 紙形式
    - 電子形式
  - b. 提出時期
    - 出願時の国際出願に含まれていたもの
    - この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
    - 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

## 第IV欄 発明の単一性の欠如

1.  追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
  - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
  - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
  - 追加手数料を納付しなかった。
2.  国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
  - 以下の理由により満足しない。

請求の範囲 1、及び、請求の範囲 1 の従属項に係る発明の「特別な技術的特徴」は、ダイレクトサンプリング回路の回路構成及び制御（例えば、I Q回路や離散時間回路群の構成、及び、ダンプスイッチや充電スイッチのオンオフ制御など）に関するものである。

請求の範囲 6 に係る発明の「特別な技術的特徴」は、「周波数特性の利得が最大となる周波数を低周波数側にシフトする第 1 のダイレクトサンプリング回路」と、「周波数特性の利得が最大となる周波数を高周波数側にシフトする第 2 のダイレクトサンプリング回路」との出力の和もしくは差を出力することに関するものである。

これらの発明は、1 又は 2 以上の同一または対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係にないから、単一の一般的発明概念を形成するように連関しているものとは認められない。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求項 \_\_\_\_\_ に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

|                |     |      |   |
|----------------|-----|------|---|
| 新規性 (N)        | 請求項 | 1-17 | 有 |
|                | 請求項 |      | 無 |
| 進歩性 (IS)       | 請求項 | 1-17 | 有 |
|                | 請求項 |      | 無 |
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求項 | 1-17 | 有 |
|                | 請求項 |      | 無 |

2. 文献及び説明

- 文献1: JP 2006-211153 A (シャープ株式会社)  
2006.08.10, 図2, 図5 (ファミリーなし)
- 文献2: US 2005/0233725 A1 (TEXAS INSTRUMENTS INCORPORATED)  
2005.10.20, 全文, 全図  
& WO 2005/104380 A2 & CN 101061643 A
- 文献3: WO 2008/108090 A1 (パナソニック株式会社)  
2008.09.12, 全文, 全図 (ファミリーなし)

上記いずれの文献にも、本願請求の範囲1におけるダイレクトサンプリング回路の構成 (IQ生成回路や離散時間回路群の構成、及び、各スイッチのオンオフ制御の構成)、及び、本願請求の範囲6における、周波数特性の利得が最大となる周波数をシフトする第1、第2のダイレクトサンプリング回路の出力の和もしくは差を出力する構成は、記載も示唆もされていない。

よって、本願請求の範囲1-17に係る発明は、新規性・進歩性を有する。

## 第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲6は、ダイレクトサンプリング回路において、周波数特性の利得が最大となる周波数を低周波側もしくは高周波側にシフトするために必要な回路構成が記載されていないから、不明瞭である。